

2018年(平成30年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2018年9月30日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------|
| 総務省告示 第1号 | 平成30年1月4日 | 電波法第百三条の二第二十七項に規定する納付受託者の指定を取り消した件 | 電波法 | — |
| 総務省告示 第10号 | 平成30年1月11日 | 東経百五十度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件 | 電波法 | — |
| 総務省告示 第24号 | 平成30年1月25日 | 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 昭和61年 郵政省告示第395号 |
| 総務省告示 第25号 | 平成30年1月25日 | 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成6年 郵政省告示第424号 |
| 総務省告示 第26号 | 平成30年1月25日 | 外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成15年 総務省告示第344号 |
| 総務省告示 第27号 | 平成30年1月25日 | 携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成23年 総務省告示第453号 |
| 総務省告示 第28号 | 平成30年1月25日 | 電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第426号 |
| 総務省告示 第29号 | 平成30年1月25日 | 広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成24年 総務省告示第435号 |
| 総務省告示 第30号 | 平成30年1月25日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第31号 | 平成30年1月25日 | 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成26年 総務省告示第319号 |
| 総務省告示 第32号 | 平成30年1月25日 | シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成26年 総務省告示第338号 |
| 総務省告示 第33号 | 平成30年1月25日 | 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成29年 総務省告示第294号 |
| 総務省告示 第34号 | 平成30年1月26日 | 第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件 | 電波法 | — |

2018年(平成30年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2018年9月30日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------|
| 総務省告示 第35号 | 平成30年1月26日 | 第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件 | 電波法 | 平成30年 総務省告示第34号 |
| 総務省告示 第44号 | 平成30年2月1日 (平成30年3月1日 施行) | 無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 昭和58年 郵政省告示第532号 |
| 総務省告示 第45号 | 平成30年2月1日 (平成30年3月1日 施行) | 無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件 | 無線従事者規則 | 平成5年 郵政省告示第553号 |
| 総務省告示 第46号 | 平成30年2月1日 (平成30年3月1日 施行) | 電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成21年 総務省告示第325号 |
| 総務省告示 第47号 | 平成30年2月1日 | 総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が発給する証票の様式等を定める件等を廃止する件 【参考】 次の告示は平成30年2月28日限りで廃止となる。 平成6年郵政省告示第76号、平成10年郵政省告示第135号、平成11年郵政省告示第231号、平成11年郵政省告示第232号、平成14年総務省告示第605号、平成21年総務省告示第324号、平成23年総務省告示第280号 | 電波法施行規則等 の一部を改正する省 令 (平成30年 総務省令第4号) | — |
| 総務省告示 第49号 | 平成30年2月2日 | 電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第三号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成17年 総務省告示第1312号 |
| 総務省告示 第50号 | 平成30年2月2日 | 特定公示局を定める件を廃止する件 | | 平成23年 総務省告示第515号 (廃止) |
| 総務省告示 第53号 | 平成30年2月14日 | 放送法施行規則第六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件 | 放送法施行規則 | — |
| 総務省告示 第54号 | 平成30年2月14日 | 放送法施行規則第六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件 | 放送法施行規則 | — |
| 総務省告示 第66号 | 平成30年2月26日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件 | 電波法 | — |
| 総務省告示 第67号 | 平成30年2月26日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 | 電波法 | (告示33件の一部改正) |
| 総務省告示 第77号 | 平成30年2月28日 | 登録証明機関の業務を廃止した件 | 電波法 | — |

2018年(平成30年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2018年9月30日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------|
| 総務省告示 第78号 | 平成30年2月28日 | 登録証明機関を登録した件 | 電波法 | — |
| 総務省告示 第79号 | 平成30年2月28日 | 特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件 注1 「技適証明等規則」 → 「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」 | 技適証明等規則 (略表記 注1) | 平成15年 総務省告示第460号 |
| 総務省告示 第95号 | 平成30年3月16日 | 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成29年 総務省告示第206号 |
| 総務省告示 第122号 | 平成30年3月29日 (平成30年4月1日 施行) | 電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成29年 総務省告示第320号 |
| 総務省告示 第146号 | 平成30年3月31日 (平成30年4月1日 施行) | 放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件の一部を改正する件 | 放送法施行規則 | 平成26年 総務省告示第149号 |
| 総務省告示 第147号 | 平成30年3月31日 (平成30年4月1日 施行) | 特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の一部を改正する件 | 特定通信・放送開発 事業実施円滑化法 | 平成28年 総務省告示第244号 |
| 公 示 | 平成30年4月10日 | 移動受信用地上基幹放送(一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用し、北海道を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。)の業務の認定申請受付について | — | — |
| 総務省告示 第154号 | 平成30年4月17日 | 東経百三十六度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件 | 電波法 | — |
| 総務省告示 第158号 | 平成30年4月18日 | 基幹放送普及計画の一部を変更する件 | 放送法 | 昭和63年 郵政省告示第660号 |
| 総務省告示 第159号 | 平成30年4月18日 | 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件 | 電波法 | 昭和63年 郵政省告示第661号 |
| 公 示 | 平成30年4月20日 | 地上基幹放送局の再免許及び免許並びに地上基幹放送の業務の認定の申請の受付に関する公示 | 電波法及び放送法 | — |
| 公 示 | 平成30年4月20日 | 同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の再免許及び免許の申請の受付に関する公示 | 電波法 | — |
| 総務省告示 第161号 | 平成30年4月23日 | 特定基地局の開設に関する計画の認定を公示する件 | 電波法 | — |

2018年(平成30年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2018年9月30日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 総務省告示 第169号 | 平成30年5月7日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第171号 | 平成30年5月16日 | 放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件 | 放送法施行規則 | — |
| 総務省告示 第177号 | 平成30年5月28日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件 | 電波法 | — |
| 総務省告示 第178号 | 平成30年5月28日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 | 電波法 | (告示41件の一部改正) |
| 総務省告示 第185号 | 平成30年5月29日 (平成30年7月1日 施行) | 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件 | 電波法施行規則 | 平成29年 総務省告示第178号 (平成30年6月30日廃止) |
| 総務省告示 第190号 | 平成30年5月31日 | 登録証明機関を登録した件 | 電波法 | — |
| 総務省告示 第194号 | 平成30年6月1日 | 指定較正機関を指定した件 | 電波法 | — |
| 総務省告示 第199号 | 平成30年6月13日 | その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件の一部を改正する件 | 電気通信事業法 | 平成27年 総務省告示第278号 |
| 総務省告示 第210号 | 平成30年6月25日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第七条第五号の規定に基づき公示をする件 | 特定機器の相互承認に関する法律 (略表記 注2) | |
| 総務省告示 第211号 | 平成30年6月29日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第212号 | 平成30年6月29日 | 端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件 | 電気通信事業法 施行規則 | 平成6年 郵政省告示第72号 |
| 総務省告示 第213号 | 平成30年6月29日 | 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成6年 郵政省告示第424号 |

注2 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律

2018年(平成30年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2018年9月30日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 総務省告示 第214号 | 平成30年6月29日 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 平成16年 総務省告示第99号 |
| 総務省告示 第215号 | 平成30年6月29日 | 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成19年 総務省告示第48号 |
| 総務省告示 第216号 | 平成30年6月29日 | 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成19年 総務省告示第362号 |
| 総務省告示 第217号 | 平成30年6月29日 | 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成19年 総務省告示第365号 |
| 総務省告示 第218号 | 平成30年6月29日 | インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成23年 総務省告示第87号 |
| 総務省告示 第219号 | 平成30年6月29日 | 無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成25年 総務省告示第323号 |
| 総務省告示 第220号 | 平成30年6月29日 | 無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成27年 総務省告示第423号 |
| 総務省告示 第221号 | 平成30年6月29日 | 電波法施行規則第六条第四項第四号(3)及び(5)の規定に基づく総務大臣が別に告示する場所を定める件 | 電波法施行規則 | 平成25年 総務省告示第139号 (平成30年6月29日廃止) |
| 総務省告示 第222号 | 平成30年6月29日 | 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件 | 電波法施行規則 | 平成24年 総務省告示第91号 (平成30年6月29日廃止) |
| 総務省告示 第223号 | 平成30年6月29日 | 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件 | 電波法施行規則 | |
| 総務省告示 第224号 | 平成30年6月29日 | 五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件 | 無線設備規則 | |
| 総務省告示 第227号 | 平成30年6月29日 | 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成18年 総務省告示第57号 |
| 総務省告示 第228号 | 平成30年6月29日 | 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第278号 |

2018年(平成30年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2018年9月30日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------|
| 総務省告示 第236号 | 平成30年7月5日 | 一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成27年 総務省告示第85号 |
| 総務省告示 第239号 | 平成30年7月6日 | 有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件 | 中小企業等経営強化法 | |
| 総務省告示 第240号 | 平成30年7月6日 | 電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件 | 中小企業等経営強化法 | |
| 総務省告示 第241号 | 平成30年7月6日 | 地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件 | 中小企業等経営強化法 | |
| 総務省告示 第242号 | 平成30年7月11日 | 指定較正機関が名称を変更を指定した件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第261号 | 平成30年7月25日 | 無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件 | 無線従事者規則 | 平成5年 郵政省告示第553号 |
| 総務省告示 第262号 | 平成30年7月25日 | 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第278号 |
| 総務省告示 第263号 | 平成30年7月25日 | 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第279号 |
| 総務省告示 第265号 | 平成30年7月27日 | 電波法第6条第7項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第426号 |
| 総務省告示 第266号 | 平成30年7月27日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第287号 | 平成30年8月10日 | 指定較正機関を指定した件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第312号 | 平成30年9月19日 | 無線機器型式検定に合格した機器の件 | 無線機器型式検定規則 | |
| 総務省告示 第314号 | 平成30年9月20日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件 | 電波法 | — |

2018年(平成30年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2018年9月30日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------|
| 総務省告示 第315号 | 平成30年9月20日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 | 電波法 | (告示36件の一部改正) |
| 総務省告示 第322号 | 平成30年9月21日 (平成30年10月1日施行) | 電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件 | 電波法施行規則 | 平成29年 総務省告示第320号 (平成30年9月30日廃止) |
| 総務省告示 第323号 | 平成30年9月21日 (平成30年10月1日施行) | 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成26年 総務省告示第319号 |
| 総務省告示 第335号 | 平成30年9月25日 | 海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件 | 無線局運用規則 | 昭和59年 郵政省告示第964号 |
| 総務省告示 第336号 | 平成30年9月25日 | 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成18年 総務省告示第57号 |
| 総務省告示 第337号 | 平成30年9月25日 | 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成21年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第338号 | 平成30年9月25日 | 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第278号 |
| 総務省告示 第339号 | 平成30年9月25日 | 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第279号 |
| 総務省告示 第340号 | 平成30年9月25日 | 船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF-D電波及びF-E電波又はF三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を定める件 | 電波法施行規則 | 昭和52年 郵政省告示第421号 (平成30年9月25日廃止) |
| 総務省告示 第341号 | 平成30年9月25日 | VHFデータ交換装置のキャリアセンスの技術的条件を定める件 | 無線設備規則 | |
| 総務省告示 第342号 | 平成30年9月25日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |